

第十二号様式（第二十四条の二関係）（平19国交令6・全改）

（表）

（縦5.5cm、横8.5cm）

第 号
立 入 検 査 職 員 証
官 職
氏 名
生年月日
上記の者は、水先法第六十九条第一項の規定により立 入検査を行う職員であることを証する。
年 月 日 発行
年 月 日 限り有効 国土交通大臣（地方運輸局長） 運輸監理部長 印

（裏）

水 先 法（抄）
（報告等）
第六十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、水先人、水先人会若しくは日本水先人会連合会に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に水先人、水先人会若しくは日本水先人会連合会の事務所その他の事業場若しくは水先船に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 第二十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
（準用）
第二十六条（略）
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。